

都道府県・市区町村が条例指定した寄附金を支出した方で控除を受けようとする方は、以下の流れを参考にしてください。

① 寄附先に選んだ団体に対し、寄附



- 寄附しようとする団体が住所地の都道府県・市区町村の条例で指定されていない場合は住民税の控除は受けられません。

※ 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金、住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金は、これまで通り全国の都道府県・市区町村で寄附金控除の対象となります。

- どの寄附金が指定されているか等については、お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。
- 寄附の方法については、あらかじめ、その団体に問い合わせるなどして、よくご確認してください。

② 寄附先から領収書などを受け取り



- ①で寄附を行った際に、寄附先などからもらった領収書は、控除を受けるための申告に必要ですから、大切に保管しておいてください。

③ 寄附金控除に関する申告

- 毎年1月1日～12月31日までに行った寄附について、翌年3月15日までに最寄りの税務署に所得税の申告を行ってください。

(注)所得税の申告の方法や様式については、「[国税庁のホームページ](#)」などを参照するほか、最寄りの税務署などへお問い合わせください。

- このとき、②で受け取った領収書などを申告書に添付することが必要ですので、注意してください。

(注)所得税の電子申告(e Tax)を利用する場合、領収書の添付は省略可(ただし、5年間自ら保管する必要があります。)



(注) このほか、住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行っても構いません。この場合、所得税の控除は受けられませんので、ご注意ください。

以上で、必要な手続きは完了です。

- 寄附金控除の申告をされた方の所得や寄附金の額などに応じて、
 - I 寄附を行った年の所得税から所得控除、
 - II 寄附を行った翌年度の住民税から税額控除されます。
- IIについては、寄附金から2千円を差し引いた額について、都道府県指定の寄附金は4%、市区町村指定の寄附金は6%が税額控除されます。(都道府県と市区町村どちらからも指定されている場合は10%が税額控除されます。)

※政令指定都市にお住まいの方は都道府県指定分が2%、市指定分が8%の控除です。

詳しくは、寄附をしようとする団体等、あるいは住所地の市区町村までお問い合わせください。